

2026年インド国家予算案

— 日系企業への税制上の影響 —

デロイト トーマツ 税理士法人 平山 真澄、Pawankumar Kulkarni、庄子 雄基

毎年2月1日になると、多国籍企業は、翌年度のインド国家予算案（政府のビジョン、政策方針、税制改正案等）について固唾をのんで見守る中、ニルマラ・シタラマン財務大臣は、ナレンドラ・モディ首相の下、9年連続となるインド国家予算案を2026年2月1日に発表した。

地政学情勢が不安定化する中、予算案には経済成長を下支えする改革策が盛り込まれるとの期待が高かった。インドはGDP成長率6～7%と世界でも高い伸びを維持し、国際通貨基金（IMF）も世界の成長エンジンの一つとしてインドを位置付けている。他方で、インドも外部環境の逆風を免れない。とりわけ、トランプ米政権の政策不確実性や関税を巡る緊張は重荷となり、インド株式市場は前年に低調に推移した。インドルピーは2025年に主要通貨の中で下落が目立ち、さらに米国による50%関税が

輸出を押し下げた。

こうした外部要因に過度に振り回されず、インドが成長軌道を維持するには、自国の競争力を底上げする投資、すなわち「産業基盤の強化とインフラ整備」を着実に進めることが不可欠である。当会計年度におけるここまでのGDP成長は予測を上回っているものの、世界的な景気の波乱の中でも成長を持続できるかが焦点となる。インドの成長は内需主導である一方、相互依存が深まる現在、国際情勢の揺らぎは無視できない。なお、予算案発表直前の2026年1月末には、EUとインドが幅広い品目の関税引下げ等を柱とする画期的な貿易合意に到達した。さらに、予算案発表後、米国もインドとの貿易合意を取りまとめた。インドは国際舞台で存在感を高めたが、課題はなお残る。

改革の加速

昨今インドは、見出しを飾るような制度変更を連発するのではなく、優先分野に資源を静かに投下する戦略を採ってきた。具体的には、製造業・産業エコシステムの強化、インフラ整備、MSME（中小零細企業）支援、雇用創出、輸出競争力の向上、投資・イノベーションの呼び込み、AI分野での競争力強化、農業支援と需要喚起等である。

2026年インド国家予算案の基調は「目的を伴う継続性（continuity with purpose）」である。本年の予算配分に関して、特に注目される点は次のとおりである。

1. 重点的に拡大を図る分野として、バイオ医薬品、半導体、電子部品、レアアース磁石、化学品、繊維分野の資本財製造等が挙げられている。
2. 資本支出は2013年比で5倍規模に拡大し、インフラ整備、物流の拡充、成長分野（サンライズ・セクター）への投資を通じて、中長期の成長を促す政府方針を一段と明確にした。
3. 主要都市を結ぶ高速鉄道回廊として7路線が提案されている。南部の「高速ダイヤモンドコリドー」等、日系企業が集積する州

に恩恵が及ぶ可能性がある。

4. 国道関連の予算配分は、10年前と比べて約500%増加した。
5. インドには、日系製造業投資を呼び込む目的で2015年以降に整備されてきたJapan Industrial Townships (JITs) が10か所超存在する。質の高いインフラを備え、

「Make in India」を後押ししてきた。2026年インド国家予算案では、インフラ・技術の更新を通じて既存の産業クラスター200か所の再生に注力し、製造業の競争力を高める方針が示された。日系企業にとっても、これらの施設を活用する機会が広がり得る。

2025年新所得税法

国家予算案における税制改正点に入る前に、簡素化された「2025年新所得税法（以下「新所得税法」）」が2026年4月1日から施行される点を確認しておきたい。新所得税法は、約60年にわたり運用されてきた税制枠組みを置き換えるもので、関連規則や申告書式も刷新される。納税者が変更点に適応するための期間も設けられる。

新所得税法は税率自体を変更しない一方、条

文を整理し、全体として理解しやすい体系へ改める。分かりにくい規定を整理し、1961年所得税法と比べて規定数を約半減させ、紛争・訴訟の抑制を狙う。大きな変更として、「前年度 (Previous Year) / 課税年度 (Assessment Year)」という二段階の概念を廃し、単一の「課税年度 (Tax Year)」へ統一する。また、期限後申告であっても、ペナルティなしで還付請求が可能となる。

2026年国家予算案における税制提案

1. 法人税

外国法人・内国法人ともに、いわゆるヘッドラインの法人税率に変更はない。適用税率は下

表のとおりである（下表の「国内会社 (Domestic Company)」には日系企業のインド子会社を含む）。なお、外国企業および国内企業の基本所得税率に変更はない。

会社の種類		所得INR 1,000万 まで	所得INR 1,000万 以上INR1億まで	所得がINR 1億以上
		通常規定	通常規定	通常規定
内 国 法 人	通常税率	31.2%	33.38%	34.94%
	前年度の売上高がINR40億 までの場合	26%	27.82%	29.12%
	税制上の優遇措置や免除を受 けない場合	25.17%	25.17%	25.17%
	新設の製造会社 (2016年3月1日以降に設立 された会社) - 税制上の優 遇措置や免除を受けない場合	26%	27.82%	29.12%
外国法人		36.4%	37.13%	38.22%

2. ピラー2 (Pillar Two) の動向

ピラー2 (グローバル・ミニマム課税) の導入は最も注目されていたが、今回も国内法への取り込みに関する発表はなかった。インドはGloBEルールの導入を急いでいないようであり、当面は、既に導入した各国における制度運用や法制の展開を見極める姿勢がうかがえる。

3. デジタルインフラ／IT分野への 重点的な後押し

インドはグローバル・ケイパビリティ・センター (GCC)¹の拠点として存在感を高め、IT産業の中核を担っている。加えて、データセンターの拡大とIT・GCC需要の取り込みを両立させ、デジタル・インフラのハブとなることを目指す。財務大臣は、ハイパースケール・データセンター、AI計算クラスター、クラウド基盤といった「データ資本 (Data Capital)」の整備の重要性を強調した。本予算では、インドを世界的なデジタル／サービス拠点としてさらに押し上げる二つの施策が提示されている。

第一は、インド国内のデータセンターを利用して世界向けクラウドサービスを提供する外国法人に対し、長期の税制ホリデー (免税) を付与する戦略的措置である。第二は、ビジネス環境の改善と紛争・訴訟の抑制を狙い、ITおよびIT関連サービス分野のセーフハーバールールを拡充するものである。以下、順に概説する。

クラウド／データセンター向け優遇措置 (免税措置)

インドのデータセンターサービスを活用して世界向けにクラウドサービスを提供する外国法

人について、2047年3月31日までの免税措置が提案された。従来、クラウド／データセンター事業者は、インドで恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) が成立するとの当局主張等により税務上の不確実性を抱えてきた。また、ホスティング／クラウドサービス対価を巡る源泉税の争いも多く、コスト構造の不透明さが投資判断の障害となっていた。

世界的に、データセンターは投資と経済活動を牽引する分野となっている。多額の初期投資、長い投資回収期間、そして継続的な政策の予見可能性が不可欠である。今回の税制措置は、クラウド事業者やデータセンター事業者からの大規模投資を呼び込む上で、インドに追い風となり得る。

本免税措置の骨子は次のとおりである。

- ① インド所在のデータセンターを経由して提供されるグローバルなクラウド事業から生じる当該外国クラウド事業者の所得は、所定の条件を満たす場合、インド課税の対象外となる。条件は概ね次のとおりである。
 - ・ インド中央政府が当該外国法人を指定 (通知) すること。
 - ・ 当該外国法人が、指定データセンターの物理的インフラ又は資源を所有・運営しないこと。
 - ・ 指定データセンターはインド法人が所有・運営し、承認スキームに基づき設置され、電子情報技術省 (MeitY: Ministry of Electronics and Information Technology) により通知されていること。
- ② インド国内顧客向けサービスは、インドの再販売会社 (reseller) を通じて提供し、国内取引が課税ベースから外れないようにすること。

1 GCCとは、グローバル企業が、IT・業務・バックオフィス、研究開発等の中核機能を自社内製で集約・担う海外拠点のことを指す。昨今は、インドにGCCを設立し、インド国内の優秀な人材を活用しようとする動きが加速している。

適用期間は課税年度 (Tax Year) 2026-27 から2046-47までであり、インドのデータセンター基盤に投資するグローバル・クラウド事業者に対し、安定的で予見可能な税務環境を提供する。

他方で、国内の経済活動から生じる利益は、他の国内会社と同様に引き続き課税対象となる。具体的には次のとおりである。

- ① 居住者であるインドのデータセンター会社が、グローバル主体に提供するデータセンターサービス。
- ② 居住者であるインドの再販売会社が、インド顧客に対して行うクラウドサービスの再販売。

さらに、インドのデータセンターが当該外国法人の関連会社であり、コストプラス拠点として運営される場合、コストに対する15%のセーフハーバー利益率が提案されている。詳細は下記のとおりである。

セーフハーバールール

所得税法上の「セーフハーバー」とは、一定の国際取引について、所定の条件を満たす場合に、税務当局の詳細な検証/調査を経ずに納税者が申告する利益率を認める仕組みである。

セーフハーバールールは、2026年インド国家予算案における技術・デジタル製造エコシステム強化策の一環である。半導体設計・材料から電子部品、ITサービス、デジタル基盤まで、技術のバリューチェーン各層を幅広くカバーする。

本改正案では、セーフハーバーの対象となるITサービスを、ソフトウェア開発、IT関連サービス、ナレッジ・プロセス・アウトソーシング (KPO) およびソフトウェアに係る受託R&D等まで包括することとする。なお、セーフハーバー利益率として、ITサービス区分には一律15.5%の利益率、関連当事者向けデータセンターサービスにはコストベース15%、保税倉

庫での部品保管 (製造支援) を行う非居住者にはインボイス価額ベース2%の利益率が示されている。あわせて、セーフハーバー制度はルールベースの運用へ移行するとしている。

これらの見直しは、税務上の確実性を高め、多国籍企業が事業を行いやすい環境整備につながる。

さらに、ITサービスに関する事前確認制度 (ユニラテラルAPA) は迅速化され、2年以内の最終化を目標とする。関連当事者は、追加納付又は源泉徴収された税額の還付請求のため、修正申告 (modified return) を提出できるようになる見込みである。対象は、2026年4月1日以降に締結され、2026年4月1日以降に開始する会計年度に適用されるAPAである。

4. 申告・税務調査 (コンプライアンス) : 手続面の見直し

非居住者納税者の負担軽減を目的として、申告・コンプライアンスに関するいくつかの改正が提案された。主な内容は次のとおりである。

- (ア) 修正申告 (revised return) の提出期限を、事業年度末から9か月 (12月末) から12か月 (翌年3月末) へ延長する。ただし、9か月経過後に提出する場合は軽微な手数料が課される。還付請求、税額控除、損金算入、欠損金相殺等の修正に充てられる期間が実質的に延び、外国法人にとっても一定の利便性向上となり得る。
- (イ) 当初申告に比べて欠損金が減少する結果となる場合であっても、更新申告 (updated return) の提出が可能となる。従来は認められていなかった。
- (ウ) 更正 (assessment) 又は再調査 (re-assessment) が係属中であっても、更新申告が可能となる。もっとも、その場合、改訂申告により生じる税額と利息の合計の10%が上乗せされるが、その上乗せ部分に対する罰金は課されない。

解 説

なお、外国法人に求められるインドでのコンプライアンス（申告・手続）自体に大きな変更はない。インドはコンプライアンス重視の税制であり、外国法人の負担軽減につながる抜本的な提案は見られない。

5. 電子機器受託製造業者への資本財供給による所得に関する改正

電子機器の委託製造を促進する観点から、外国法人がインド国内で機械を所有しているだけで課税関係が生じないよう、一定の法改正が提案された。

外国法人がインドの委託製造業者に機械を供与し、自社製品を生産させるケースは多い。従来、外国法人が機械代を負担すると、インド法上の「事業上のつながり（business connection）」又は恒久的施設（PE）に該当するとして、グローバルな売上・利益にまで課税が及ぶのではないかと懸念があった。この不確実性が、委託製造業者側に巨額の設備投資を促してきた面もあるが、今回、一定の救済が図られる。

インドでの電子機器製造に用いる資本財・設備・工具（tooling）を外国法人が委託製造業者へ提供する場合、課税年度2030-31までの

期間に限り免税措置を適用することが提案された。

免税の適用条件は以下のとおりである。

- （ア）当該資本財・設備・工具の所有権が外国法人に留保されていること。
- （イ）当該資本財・設備・工具が委託製造業者の管理・指揮下に置かれていること。
- （ウ）委託製造業者が保税地域（customs bonded area）に所在すること。
- （エ）委託製造業者が、対価を得て外国法人のために電子機器を製造すること。

6. 自己株式取得（買戻し）の課税：キャピタルゲイン課税

インドでは自己株式取得（株式買戻し）の課税がこれまで何度も見直されてきた。現行では、買戻しは総額ベースで配当課税とされ、株式の取得原価はキャピタルロスとして扱われる。

2026年4月1日以降、株式買戻しをキャピタルゲインとして課税することが提案されている。プロモーター以外の株主に関する長期キャピタルゲイン課税の税負担軽減を踏まえつつ、プロモーター株主には下表のとおり相対的に高い税負担が想定される。

項目	プロモーター（内国法人）		プロモーター（内国法人以外）	
	長期キャピタルゲイン （上場／非上場）	短期キャピタルゲイン （上場）	長期キャピタルゲイン （上場／非上場）	短期キャピタルゲイン （上場）
キャピタルゲイン税率	12.50%	20.00%	12.50%	20.00%
追加キャピタルゲイン税率	9.50%	2.00%	17.50%	10.00%
実効キャピタルゲイン税率	22.00%	22.00%	30.00%	30.00%

「Promoter（プロモーター）²」の定義は、会社法および証券関連法令上の定義と整合される。

また、モーリシャスやシンガポール等の居住者株主については、租税条約上の要件を満たす

2 「プロモーター」とは、上場株式の場合には、インド証券取引委員会の証券買戻し規則において定義される「プロモーター」をいい、非上場株式の場合には、会社法において定義されるプロモーター、又は当該会社の株式を直接又は間接に10%超保有する者をいう。

ことを前提に、2017年4月以前に取得した株式について免税となり得る点も示唆されている。

株式は資本資産であり、買戻しは株主権の消滅を伴う。したがって、買戻し課税をキャピタルゲインの考え方に合わせることは合理的である。市場での株式売却と同列に扱うことで、税制上の公平性、確実性、経済的中立性が高まる。2026年インド国家予算案の提案は、タックス・アービトラージ³への懸念に対応しつつ、制度の整合性を回復するものと評価できる。買戻し課税の再分類により、株主還元手段としての位置付けが高まり、企業による資本還元の選択肢が広がる可能性がある。

7. 税務紛争に関する明確化

インドでは2019年10月1日以降、税務通知は文書識別番号（DIN：Document Identification Number）を付したコンピュータシステムにより、自動生成されることが義務付けられている。CBDT（中央直接税委員会）は2019年8月、税務当局が発出する所得税通知にはコンピュータ生成のDINを付すべき旨を通達し、DINがない通知は無効とした。

もっとも、DINが適法に生成され、付随書面で通知されていた場合であっても、決定書の各ページ又は本文にDINが記載されていないことを理由に、形式面からアセスメント（更正）が無効と判断された高等裁判所判決が複数あった。その結果、実体的には要件を満たすアセスメントであっても取り消され得るとの解釈が生じていた。

今回、アセスメントオーダー（更正通知）にDINの参照が含まれている限り、DINの記載に関する誤り・欠落を理由としてアセスメントが無効とされる（又は無効とみなされる）ことはない旨が提案され、明確化された。本改正は

遡及適用される。これにより、DIN不備を理由に「争いやすい」とされていた訴訟は、今後は実体面での争点に立ち戻ることになり、見通しが変わり得る。

8. 結論

サプライチェーンの多角化を図りつつ、インドにおける既存の製造拠点を新設又は拡張しようとする日本企業が増えていることは周知の事実である。中には、インドでの受託製造や委託製造の活用を検討する企業もある。さらに、GCCやデータセンターの設立を検討する企業も少なくない。こうした企業にとって、今回の2026年インド国家予算案には朗報が多い。日本企業は、当該製造活動のための機械設備をインドの合弁パートナーや受託製造パートナーに提供するにあたり、恒久的施設（PE）認定リスクを過度に懸念する必要がなくなる。また、GCCおよびデータセンターについても、PEリスク並びに移転価格リスクが解消される傾向があることから、関係者は安堵の息をつくことができることになるだろう。

要するに、2026年インド国家予算案は、新たな所得税法への移行を前進させるものであり、申告内容の修正期限の延長、ペナルティの合理化、軽微な違反のさらなる非犯罪化といった手続面の改革を通じて、取締り主導の税務行政から、均衡的かつ支援的な規制へと軸足を移す姿勢を明確にしている。また、源泉徴収税に関する規定の整理・簡素化も進められ、キャッシュフロー面での負担軽減と事務負担の低減が図られている。同時に、2026年インド国家予算案は、インド経済の変容と、グローバル市場との関与が一段と深まっている現状を踏まえた内容となっている。

3 タックス・アービトラージとは、国や税制ごとの税率・課税方法・課税時期・税務上の取扱いの違い等を利用して、税負担を減らしたり利益を得たりする行為・取引のこと。